○農林水産省令第四十一号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十四第一項第一号及び第二号、第十一条の六十八第一項第四号並びに第二項第一号及び第二号、第四十四条第二項、第五十四条の二第三項、第五十四条の三第二項並びに第九十七条第十二号並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項第二号（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、第百条の三第一項第五号並びに第四項第一号及び第二号、第百五条第三項において準用する同法第四十八条第二項並びに同法第百二十六条第十二号の規定に基づき、並びに農業協同組合法及び水産業協同組合法を実施するため、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月十日

農林水産大臣　金子原二郎

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（組合又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）	（組合又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）
第五条　法第十一条の二第三項（法第十一条の六十五第七項（法第十一条の六十七第二項及び第十一条の六十九第二項において準用する場合を含む。）、令第十条第五項並びに第六十四条第三項、第六十六条第六項、第七十条第四項、第七十四条第三項、第七十四条の二第二項及び第二百三十一条第七項並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第三十四条第十五項第三十四条第十八項、第三十五条第七項第三十五条第五項、第三十八条第五項、第四十二条第三項、第四十四条第四項第四十四条第五項及び第五十八条第五項第五十八条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により組合又はその子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が有する議決権（同項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに次条第二項第一号から第三号まで及び同条第三項第一号から第三号まで並びに第二百五条第一号イ及び第二号イを除き、以下同じ。）に含まないものとされる農林水産省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。	**第五条**　法第十一条の二第三項（法第十一条の六十五第七項（法第十一条の六十七第二項及び第十一条の六十九第二項において準用する場合を含む。）、令第十条第五項並びに第六十四条第三項、第六十六条第六項、第七十条第四項、第七十四条第三項、第七十四条の二第二項及び第二百三十一条第五項並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第三十四条第十五項第三十四条第十八項、第三十五条第七項第三十五条第五項、第三十八条第五項、第四十二条第三項、第四十四条第四項第四十四条第五項及び第五十八条第五項第五十八条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により組合又はその子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が有する議決権（同項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに次条第二項第一号から第三号まで及び同条第三項第一号から第三号まで並びに第二百五条第一号イ及び第二号イを除き、以下同じ。）に含まないものとされる農林水産省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　（略）	2　（略）
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等）
第六十一条　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。	**第六十一条**　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一　他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この条及び第六十七条において同じ。）のための不動産（原則として、自らを子会社とする当該農業協同組合若しくはその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産若しくは事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務	一　他の事業者のための不動産（原則として、自らを子会社とする当該農業協同組合若しくはその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産若しくは事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
二　他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務	二　他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
三　他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務	三　他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
四　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務	四　他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務
五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）	五　他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務